

令和元年7月1日

利用者各位



利用規約の改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度 SANEI MEDIA CREATIVE では下記の通り利用規約を改正いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 改正実施日 : 令和元年7月1日
2. 改正内容 :

(1) ソフトウェア利用規約

- ①各ソフトウェアにおける追加データ類も対象となりました。(第1条)
- ②サポート終了ソフトについての条項を新たに加えました。(第7条)

改正前	改正後
<p>ソフトウェア利用規約</p> <p>(目的) 第1条 SANEI MEDIA CREATIVE (以下「当方」という) が提供するソフトウェア (以下「ソフト」という) について、ソフトの利用者 (以下「ユーザー」という) が利用するにあたり、以下の利用規約 (以下「規約」という) を定めます。</p> <p>(規約の変更) 第2条 当方は、必要と判断した際に、ユーザーの承諾なしに規約を変更することができるものとします。変更後の規約は、すべてのソフトに適用されます。</p> <p>(禁止事項) 第3条 ユーザーは、ソフトの利用に際し次の行為をすることを禁止します。 (1) 二次的著作物の創作 (2) 再配布 (3) 改変、改作、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBル (4) 販売・転売・オークション、その他への出品 (5) 賃貸業への利用</p>	<p>ソフトウェア利用規約</p> <p>(目的) 第1条 SANEI MEDIA CREATIVE (以下「当方」という) が提供するソフトウェア (ソフトウェア上で利用可能な追加コンテンツを含む。以下「ソフトウェアコンテンツ」という) について、利用者 (以下「ユーザー」という) が利用するにあたり、以下の利用規約 (以下「規約」という) を定めます。</p> <p>(規約の変更) 第2条 当方は、必要と判断した際に、ユーザーの承諾なしに規約を変更することができるものとします。変更後の規約は、すべてのソフトウェアコンテンツに適用されます。</p> <p>(禁止事項) 第3条 ユーザーは、ソフトウェアコンテンツの利用に際し次の行為をすることを禁止します。 (1) 二次的著作物の創作 (2) 再配布 (3) 改変、改作、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBル (4) 販売・転売・オークション、その他への出品 (5) 賃貸業への利用</p>

<p>(6) その他目的外の利用</p> <p>(免責事項)</p> <p>第4条 ソフトを利用中にユーザーにおいて不利益・不都合な事象が生じた場合、当方はいかなる場合もその一切の責任を負いません。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第5条 ユーザーは、当方または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。</p> <p>(権利の帰属)</p> <p>第6条 ソフトに関する著作権等の知的財産権は、当方もしくは著作物の著作者または著作権者に帰属し、日本国の著作権法およびその他関連して適用される法律等によって保護されています。</p> <p>(サポート)</p> <p>第7条 ソフトは日本国内での利用に限り、サポートいたします。日本国外での利用及び日本語 OS 以外の利用におけるサポートはいたしません。また日本語以外でのサポートは実施しません。</p> <p>(罰則)</p> <p>第8条 規約に違反した場合は違約金を申し立てるとともに、ソフト及び当方が製作するすべてのコンテンツの一切の利用を禁じます。</p> <p>付則</p> <p>この規約は平成29年4月22日から適用します。</p>	<p>(6) その他目的外の利用</p> <p>(免責事項)</p> <p>第4条 <u>ソフトウェアコンテンツ</u>を利用中にユーザーにおいて不利益・不都合な事象が生じた場合、当方はいかなる場合もその一切の責任を負いません。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第5条 ユーザーは、当方または他者に対して損害を与えた場合、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。</p> <p>(権利の帰属)</p> <p>第6条 <u>ソフトウェアコンテンツ</u>に関する著作権等の知的財産権は、当方もしくは著作物の著作者または著作権者に帰属し、日本国の著作権法およびその他関連して適用される法律等によって保護されています。</p> <p>(ユーザーに対する支援)</p> <p>第7条 <u>ソフトウェアコンテンツ</u>は日本国内での利用に限り、<u>ユーザーに対する支援</u> (以下「サポート」という) を日本語により実施します。</p> <p><u>2 サポートの対象となるのは、当方が定める方法により取得されたソフトウェアコンテンツに限ります。</u></p> <p><u>3 当方がホームページ等でサポートの終了を明示したソフトウェアコンテンツは、理由の如何に関わらず、サポートを実施しません。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第8条 規約に違反した場合は違約金を申し立てるとともに、<u>ソフトウェアコンテンツ</u>及び当方が製作するすべてのコンテンツの一切の利用を禁じます。</p> <p>付則</p> <p>この規約は平成29年4月22日から適用します。</p> <p>付則</p> <p><u>この規約は令和元年7月1日から適用します。</u></p>
--	---

※改正箇所は下線により示しています。

(2) フリー素材利用規約

①商用利用についての制限を緩和しました。(第7条)

②サポートに関する表現をソフトウェア利用規約に合わせました。(第8条)

改正前	改正後
<p>フリー素材利用規約</p> <p>(商用利用)</p> <p>第7条 素材を含むコンテンツ（以下「作品」という）を有償にて販売する場合は、企業・団体・個人、販売価格に関わらず事前に当方へメールで報告しなければなりません。また、作品に付属する説明書や発表する場において、クレジット表示をしなければなりません。</p> <p>2 クレジット表示ができない場合は、非表示利用料として素材1点につき1000円を当方に支払わなければなりません。</p> <p>(サポート)</p> <p>第8条 素材は日本国内での利用に限り、サポートいたします。日本国外での利用及び日本語 OS 以外の利用におけるサポートはいたしません。また日本語以外でのサポートは実施しません。</p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 規約に違反した場合は違約金を申し立てるとともに、素材及び当方が製作するすべてのコンテンツの一切の利用を禁じます。</p> <p>付則</p> <p>この規約は平成29年4月22日から適用します。</p>	<p>フリー素材利用規約</p> <p>(商用利用)</p> <p>第7条 素材を含むコンテンツ（以下「作品」という）を公開する場合は、企業・団体・個人、<u>価格に関わらず、作品に付属する説明書や発表する場において、クレジット表示をしなければなりません。</u></p> <p>2 クレジット表示ができない場合は、<u>事前にメール等により当方へ報告しなければなりません。</u></p> <p>(ユーザーに対する支援)</p> <p>第8条 素材は日本国内での利用に限り、<u>ユーザーに対する支援を日本語により実施します。</u></p> <p>(罰則)</p> <p>第9条 規約に違反した場合は違約金を申し立てるとともに、素材及び当方が製作するすべてのコンテンツの一切の利用を禁じます。</p> <p>付則</p> <p>この規約は平成29年4月22日から適用します。</p> <p><u>付則</u></p> <p><u>この規約は令和元年7月1日から適用します。</u></p>

※改正箇所は下線により示しています。

※第1条から第6条については、変更ありません。